

奈良県建築設計業務委託契約書約款 新旧対照表

現	改	正	案	備	考
(談合等による解除) 第42条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。 (1) 受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)以下「独占禁止法」という。)第65条若しくは第67条の規定による審決がなされ、当該審決が確定したとき。 (2) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第49条第1項の排除措置命令をし、その命令が同条第7項の規定により確定したとき。 (3) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第50条第1項の納付命令をし、その命令が同条第5項の規定により確定したとき。	(談合等による解除) 第42条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。 (1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)以下「独占禁止法」という。)第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。 (2) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。 (3) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。				
(4) 略 2 略 (損害賠償の予定) 第47条 受注者は、第42条第1項各号のいずれかに該当するときは、工事の完了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、審決の対象となる行為が昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号(不正な取引方法)第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。	(4) 略 2 略 (損害賠償の予定) 第47条 受注者は、第42条第1項各号のいずれかに該当するときは、工事の完了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、当該命令の対象となる行為が昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号(不正な取引方法)第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。				
2 略	2 略				